

複写

資料 3

6 生環第 210 号
令和 6 年 6 月 7 日

長野市廃棄物減量等推進審議会
会長 河 村 隆 様

長野市長 荻 原 健 司



一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しについて（諮問）

ごみ処理手数料の適正な額について、長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 28 条第 2 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

諮問の趣旨

本手数料は、「行政サービスの利用者の負担に関する基準」により、3年ごとに見直しを実施しています。

現行のごみ処理手数料が令和4年4月の改定から令和7年3月に3年を迎えることから、適正な額について貴審議会の意見を求めるものです。